山梨県社会福祉審議会事業説明資料

やまなし子どもの貧困対策計画(仮称)の策定について ・・・(資料なし)

山梨県地域福祉支援計画の概要

【改定の趣旨】

現在の計画期間が平成26年度までとなって いることから、地域社会の現状を踏まえて、 新たな課題に対応し、互いに助け合い、支え 合いながら、安心して暮らせる地域社会づく りを推進するため、計画を策定する。

【計画の目的】

市町村地域福祉計画の達成に資するため に、広域的な見地から、市町村の地域福祉 の支援に関する事項を一体的に定める計画 (社会福祉法第108条)

【計画期間】

平成27年度から平成31年度まで(5年間) 計画期間中であっても、社会福祉制度等の動向を踏まえ、 必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

【地域福祉を取りまく現状】

人口減少や高齢化の進捗により、地域におけ る相互扶助の体制が脆弱化している。

世帯の構成の変化や若者の孤立化(ひきこも り、ニート)が進み、顔の見える人間関係が希 薄化している。

近い将来大地震が起きると予想される中、避 難行動要支援者への支援体制が十分ではない。

【新たな課題】

暮らしやすい地域とするための相互扶助の仕 組みづくり

地域社会からの孤立化を防止する地域の連帯 意識の向上

避難行動要支援者の地域での支援方法の構築

【新たな課題への対応】

地域の課題等を把握する相談体制や情報提供 体制の構築とキーパーソンによる支援

(掲載項目 1 - 、3 -)

地域からの孤立化を防ぐため、関係機関との 連携による見守り活動等の推進

(掲載項目 1 -)

避難行動要支援者の把握と訓練等の取り組み の推進 (掲載項目 1 -)

計画の目標

住民参加で助け合う私たちの地域社会づくり

地域住民が主体性を持ち地域の特性を生かしながら、地域住民が互いに見守り助け合う、住み良い安心な地域社会づくり

計画に盛り込むべき事項

(社会福祉法第108条)

2 福祉を担う人づくり

・介護業務従事者等への専門研修の実施

・養成施設校生徒への支援

・キャリア形成のための支援

・職場環境の改善のための支援

・長期従事者への表彰の実施

福祉人材の資質向上

福祉人材の定着

市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方 針に関する事項

社会福祉事業に従事する者の確保又は資質向福祉サービスの適切な利用促進及び社会福祉事 上に関する事項 業の健全な発達のための基盤整備に関する事項



1 共に助け合う仕組みづくり

福祉の心の醸成

- ・地域福祉の普及・啓発
- ・福祉教育の推進、福祉活動への参加促進

地域で支え合うネットワークづくりの推進

- ・見守り活動の推進
- ・生活困窮者やホームレス等への支援
- ・自殺対策の推進
- 地域防災体制の強化 等

地域における子育て支援

- ・子育て支援体制の充実
- ・安全・安心な環境づくり

地域福祉の担い手の育成・強化

- ・民生委員・児童委員活動の強化
- ・社会福祉協議会職員等の資質向上

コミュニティソーシャルワーカーの養成支援

- ・地域福祉推進のキーパーソンの育成
- ・地域における福祉サポーター等の養成支援

ボランティア、NPOの育成・活動支援

- ・住民が参加しやすい環境づくり
- ・活動促進のための環境づくり

等

3 福祉サービスの基盤づくり

福祉人材の確保 利用者本位の福祉サービスの推進 潜在的有資格者等の参入促進

- 権利擁護事業等の推進等
- ・福祉サービス適正利用への支援 等

相談体制の充実、情報提供体制の整備

- ・相談・支援機関の機能強化と連携
- ・ 行政や事業者による情報提供の促進 等

福祉サービス提供のための基盤整備

- ・福祉・介護、保健、医療の連携
- ・地域生活のための環境づくり

バリアフリー・ユニバーサルデザイン の推進

- ・心のバリアフリーの推進
- ・ユニバーサルデザインの推進

下線の項目は、新たな課題に対応している項

【推進体制】

県の役割 市町村の役割 地域住民の役割 企業等の役割

広域的な観点からの市町村への支援(市町村地域福祉計画達成の支援、関連施策の実施) 地域住民や関係機関等との連携・協働によるサービスの提供や環境づくりの推進

自助、共助の意識に基づき、地域福祉の担い手として、地域福祉活動への積極的な参加

地域の構成員として地域貢献活動への積極的な取り組みや職員の生活に配慮した労働環境の改善

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

- 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)
 - 〇 福祉事務所設置自治体は、「<u>自立相談支援事業</u>」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
 - 〇 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。
- 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)
 - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
- 3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定
 - 〇 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。
- 4. 費用
 - 自立相談支援事業、住居確保給付金:<u>国庫負担3/4</u>
 - 〇 就労準備支援事業、一時生活支援事業:国庫補助2/3
 - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:国庫補助1/2

施行期日

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、 生活保護に至る前の段階から早 期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に 向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域 づくりも担う

本人の状況に応

た支援

再就職のために 居住の確保が 必要な者

期間を要する者

早期就労が

見込まれる者

居住確保支援

◆「住居確保給付金」の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援 ◆就労準備支援事業 は労に一定 ・対党に向けた日常・社会

・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

な

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◇ハローワークとの一体的支援

・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等 により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の 確保が必要な者 ◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活 再建を考える者

貧困の連鎖

の防止

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあっせん

子ども・若者支援

◆学習等支援

・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言 を実施

基本は現金給付ではなく自立に向けた 人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援 (◇)があることに留意

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

山梨県生活困窮者自立相談支援事業の実施体制について

目的

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、法第2条に規定された「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行うことを目的とする。

実施体制等

実施主体実施場所

(福) 山梨県社会福祉協議会

・峡南保健福祉事務所管内5町(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)及び昭和町

常設相談窓口2カ所(峡南地区:市川三郷町社協、富士・東部地区:富士・東部保健福祉事務所)

・富士・東部保健福祉事務所管内2町6村(道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)

● 人員体制● 相談窓口

4名体制 (主任相談支援員1名、相談支援員1名、就労支援員1名、事務補助1名)

● 相談体制

町村、町村社協等が地域の一時窓口として相談に応じ、自立相談支援機関の相談員に繋ぎ、相談支援等を行う他、出張相談(月1回以上)、

訪問相談を実施する。

実施方法

【自立相談支援事業】

- ① 生活困窮者から各町村及び町村社協に相談があった場合、一時窓口として町村社協が受付け、その報告により自立支援機関の相談支援員等が生活困窮者の相談支援を行う。
- ② 生活困窮者の同意のもと、自立に向けた支援計画(案)を作成し、支援を行う関係者で構成される支援調整会議にて、支援計画(案)を決定し、支援を開始する。

【住居確保給付金事業】

- ① 自立相談支援機関は、家賃補助が必要と認められる生活困窮者について受付・申請補助を行い、県保健福祉事務所に申請書を送付する。
- ② 申請を受けた県保健福祉事務所は、支援調整会議において決定を行う。

基礎資料

● 人口・世帯 峡南地域 : 72,700 人、28,861 世帯

富士東部地域:50,064 人、18,430 世帯 (H26.9.1 常住人口)

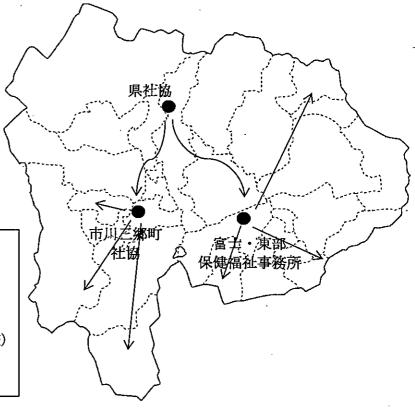
● 生活保護受給者 峡南地域 : 290 人、 218 世帯

富士東部地域: 158 人、 124 世帯 (H26.6 現在)

● 高齢化率 峡南地域:30.5 %、富士東部地域:23.0 % (H26.4.1 高齢者福祉基礎調查)

● 年収100万円以下の人数 峡南地域:1,519人(2.1%)、富士東部地域:776人(2.7%)

● 生活保護の相談をしたが受給に至らなかった者 峡南地域:33人、富士東部地域:14人



生活困窮者自立相談支援機関 相談窓口一覧

	白六和秋末極夕口		任意事	業					
自治体名	実施区分	(住居確保給付金申請補助)	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計相談 支援事業	学習支援 事業	住所	電話番号	備考
山梨県(町村部)	委託	山梨県社会福祉協議会 生活支援課					甲府市北新1-2-12	090-4815-4140 090-3147-4140 (代表:055-254-8610)	
甲府市	直営	甲府市生活支援相談窓口					 甲府市丸の内1丁目18-1	055-237-5742	
富士吉田市	直営・一部委託	富士吉田市 福祉課 地域福祉担当		0			富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111 (113·114)	
都留市	直営·一部委託	都留市福祉事務所		0			都留市下谷2516-1	0554-46-5112	
山梨市	直営・一部委託	山梨市生活相談支援センター	0	0	0		山梨市小原西843	0553-22-1111	
大月市	委託	大月市生活困窮者相談窓口					大月市大月2-6-20	0554-23-8030	
韮崎市	直営	韮崎市自立相談支援窓口		·			韮崎市水神1−3−1	0551-22-1111 (内線176-177)	
南アルプス市	委託	南アルプス市社会福祉協議会 南アルプス市ふくし相談支援センター	0	0			南アルプス市寺部659	055-284-7830	
北杜市	直営	北杜市 福祉課			-		北杜市須玉町大豆生田961-	0551-42-1334	
甲斐市	委託	甲斐市社会福祉協議会 生活困窮者相談窓口					甲斐市島上条3163	055-277-1122	
笛吹市	直営・一部委託	笛吹市 生活援護課 自立相談支援窓口		0			笛吹市石和町市部800	055-261-1905	
上野原市	委託	上野原市社会福祉協議会 上野原市生活困窮者自立支援相談所					上野原市上野原3504-1	0554-63-0002	
甲州市	委託	甲州市社会福祉協議会 甲州市生活支援センター ぶりっじ	0	0			甲州市塩山上於曽997-5	0553-32-6050	
中央市	委託	中央市社会福祉協議会 自立相談支援窓口	0	0			中央市下河東620	055-274-0294	

第1章 計画の基本的事項

■ 計画策定の趣旨

2025年を見据えて市町村が進める「地域包括ケアシス テム」構築に向けた取り組みを支援するとともに、明るく活 力ある高齢社会づくりを推進するため、今後3年間の取り 組みを明らかにするもの

■ 計画の位置付け

県の老人福祉計画(老人福祉法第20条の9)と介護保険事 業支援計画(介護保険法第118条)を一体のものとして作成 し、関連する県計画とも整合・調和を図り策定する

■ 策定と進行管理

「山梨県地域包括ケア推進協議会」及びパブリックコメン トによる意見を反映して策定。また、進捗状況を毎年、協 議会に報告し、検証

■ 計画の期間

平成27年度~平成29年度

■ 高齢者福祉圏域

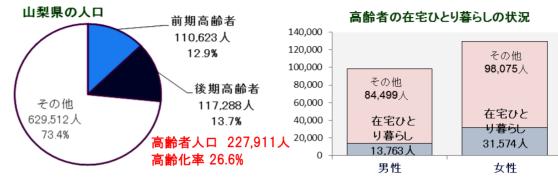


高齢者を取り巻く状況 第2章

第1号被保険者数

要介護(支援)認定者数

■ 本県の高齢者の状況 H26.4.1現在 (「平成26年度高齢者福祉基礎調査」(H26年9月 山梨県)より)







40.000

80.000

120.000

0

認知症高齢者の状況

24,263人

1,845人

1.7%

認知症

22.418人

19.1%

前期高齢者

後期高齢者

の状況

国の社会保障制度改革の方向 「病院・施設から地域・在宅へ「医療から介護へ」→〈地域包括ケアシステム構築の一層の促進〉

227,363 人 H25年度末

36,276 人 H25年度末

H25年度

住宅供給の促進

・事業者への情報提供

災害時の要配慮者支援

本県の取り組みの方向

介護保険法の改正に伴う市町村の地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを、今後3年間(H27~29)、しっかりと支援する。

特別養護老人ホーム等の整備促進(緊急性の高い待機者の解消)

60.603 百万円

第3章

基本目標と 施策の展開

基本目標

高齢者の笑顔あふれる 「健康長寿やまなし」の実現

*介護が必要になっても、様々なサービスを使いながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができます。

	40 AIA -1 III
T	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
•	
	〈 地域包括ケアシステムの構築 〉
	(-0 - 7 - 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

【1】高齢者の健康づくりと介護予防の促進

施策の柱

- 【2】医療と介護の連携による在宅生活の支援
- 【3】施設・住まいの整備と在宅系サービスの普及
- 【4】介護人材の確保と資質向上
- 【5】市町村による多様な事業展開の促進
- 【6】多様な主体が支え合う地域活動の促進
- Ⅱ 高齢者の算厳の保持と安全の確保
- Ⅲ 認知症施策の総合的な推進
- Ⅳ 明るく活力ある高齢社会づくりの推進
- ▼ サービスの質の向上と介護給付適正化の推進

本県における現状と課題 県の施策の方向

・健康づくりの啓発

市町村の介護予防事業の促進

•在宅医療介護連携拠点の活用

介護人材の確保と定着促進

・全県及び圏域ごとに医療と介護の連携を促進

研修等の実施により介護人材の資質向上促進

NPO、ボランティア活動を支援し、地域活動を促進

・在宅生活を支える介護サービスの促進

•市町村の地域ケア会議の実施を支援

・地域包括支援センターの機能強化支援

市町村への支援 事業者の参入促進

■ 介護保険

- ・健康寿命が全国上位である一方で高齢者の健康 づくりや介護予防の実践は不十分。
- ・多くの人が在宅生活(終末期まで)を望んでいる。
- ・医療と介護の連携は市町村単独で困難な場合も。
- 特別養護老人ホームの入所待機者が依然多い。 ·在宅介護を支えるサービスの普及は不十分。
- ・多くの事業所に介護職員不足の認識あり。
- ·2025年に向け介護職員を増加する必要がある。
- ・介護保険法が改正され、市町村は地域支援事 業の充実に取り組むこととなった。
- ·在宅ひとりぐらし高齢者が増加。 ・多様な主体による生活支援の広がりが必要。
- 高齢者が虐待や事故の被害者となる事例も多い。 社会全体の理解と支援が必要。
- ·認知症高齢者が急増している。 ・予防,相談,診断,ケアの一体的支援体制が必要。
- 高齢者は地域社会の重要な担い手。 ・「生涯現役」のライフスタイルの普及が必要。
- ・人権啓発の推進・高齢者の安全確保(交通事故、犯罪、消費者トラブル) 高齢者の権利擁護と虐待防止の促進 山梨県認知症対策推進計画の基本方針による施策を展開
- (予防・医療・介護サービスが受けられる環境整備、地域での生活支援、理解促進)
- 高齢者の知識、経験、技能の活用促進 生涯学習、生涯スポーツの振興・最新の介護機器等の普及促進
- 事業者指導による適正で質の高いサービスの確保
- ・介護サービスの需要増大に伴い質の確保が必要。 ・介護給付費や介護保険料の増大の抑制が必要。 介護給付適正化の推進

高齢者の笑顔あふれる「健康長寿やまなし」では…

- *安全安心な暮らしが確保され、高齢者は自らの知識や経験、技能を生かして社会の担い手として活躍しています。

主な事業

ロコモティブシンドローム予防. ・新しい総合事業を実施する市町村数 市町村職員研修、介護予防評

価プログラムの普及 など

助成. 訪問介護等の普及促

進、サ高住への立入調査 など 福祉人材センター、離転職者職

業訓練、労働環境改善の働き

市町村職員研修、生活支援

コーディネーター養成 など NPO等の協働推進、ソーシャル

キャピタル醸成、事業者への情

市町村への専門職派遣、地域

見守り活動、高齢者交通安全

規範モデル地区の設定 など 予防の推進、市町村の早期診

断·支援体制整備支援、認知

習普及センターの運営 など

事業所実地指導、介護サービ

ス情報公表制度の利用促進、

認定調査員等への研修 など

症サポート医の養成 など シルバー人材センターへの支

かけ、研修実施 など 市町村へのアドバイザー派遣、

報提供 など

- ·PT.OT.STバンクを活用した市町村数 山梨県地域包括ケア推進協議 ・連携ツールを活用する市町村数 会の設置、在宅医療介護連携
- ・在宅医療・介護連携相談窓口を設置する 拠点と市町村の連携強化 など **市町村数** 特養整備、ユニット化改築への

数値目標

(施設整備計画を定める)

・認知症介護実践者研修の受講者数

- ・地域ケア会議を開催する市町村数 ・地域包括支援センター職員研修の受講者
- ・生活支援コーディネーターを配置する市町
- ・成年後見制度利用支援事業の要綱を制
- 定した市町村数
- (山梨県認知症対策推進計画で設定)
- ・ことぶきマスターの派遣回数 援、ねんりんピック開催、介護実 ・いきいき山梨ねんりんピックの参加者数
 - ・介護実習普及センターの利用者数
 - ・介護給付適正化事業を実施する市町村数

計画期間中の整備計画等

各市町村では、高齢者数の推移や、サービス利用実績 の伸び等をもとに、地域における今後の在宅サービス、施 設サービスの充実の方向性を勘案して、計画期間(平成27 年度~29年度)におけるサービス見込量を推計した。

県では、市町村推計を踏まえ、県全体のサービス見込 量と施設整備計画を明らかにし、施設・居住系サービスに ついては整備計画に沿って整備を進める。一方、在宅介 護を支える居宅サービス等については、サービス利用量 の増加に対応するサービス提供が概ね確保される見込み であるが、日中・夜間を通じたサービスを提供する「定期巡 回·随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介 護」、「看護小規模多機能型居宅介護」については、今後 着実に確保を図る必要があり、事業者等への情報提供や 研修会の開催等により、サービス提供体制の整備が着実 に進むよう参入を促進する。

◆ 高齢者数の見込み

(単位:人)

•	IMAI H MAN TO A				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
高歯	令者数	227,911	235,253	239,118	242,163
	65歳以上75歳未満	110,623	115,917	117,712	118,383
	75歳以上	117,288	119,336	121,406	123,780

[※] 平成26年度は高齢者福祉基礎調査(平成26年4月1日現在)の調査結 果。平成27~29年度は各年度の10月1日を基本とした市町村推計値の

◆計画期間中の見込み

すべての圏域で増加していき、3年間で全県では約6 %の増加が見込まれる。

◆中期的な推計

全県で見ると増加傾向だが、峡南圏域では減少に 転じる。

◆ 要介護認定者(65歳以上)の見込み (単位:人)

	女儿咬	即是一		70776750	•	(十四・八)
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
総数	ζ		36,441	37,594	38,837	40,548
	要支援	計	6,318	6,421	6,595	6,897
		要支援1	2,263	2,250	2,294	2,392
		要支援2	4,055	4,171	4,301	4,505
	要介護	計	30,123	31,173	32,242	33,651
		要介護1	6,571	6,784	6,964	7,188
		要介護2	7,319	7,720	8,084	8,489
		要介護3	6,636	6,952	7,286	7,698
		要介護4	5,422	5,499	5,618	5,848
		要介護5	4,175	4,218	4,290	4,428
	認定	率	15.8%	16.0%	16.2%	16.7%

[※] 各年度10月1日を基本とした市町村推計値等の集計

◆計画期間中の見込み すべての圏域で増加が見込まれる。

◆中期的な推計

全県では増加傾向で、認定率の上昇割合も高くなる。

◆ 介護サービスの利用見込量

<u> </u>	度 7	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)居宅サービス	· · ·				
	訪問介護	回数	1,253,597	1,317,048	1,327,007	1,481,647
	訪問入浴介護	回数	32,936	35,813	40,906	47,738
	訪問看護	回数	150,520			
	訪問リハビリテーション	回数	128,360			
	居宅療養管理指導	人数	15,432			20,100
	通所介護	回数	1,531,952			
	通所リハビリテーション	回数	278,177		290.540	
	短期入所生活介護	日数	614,898		,	
	短期入所療養介護(老健)	日数	25,567			
	短期入所療養介護(病院等)	日数	16,823			27,686
	福祉用具貸与	人数	120,996		132,624	141,252
	特定福祉用具購入費	人数	4,693			6,024
	住宅改修費	人数	3,169		3,948	4,332
介 護	特定施設入居者生活介護	人数	3,684		4,260	4,632
l ∵. ⊢)地域密着型サービス	//*	0,001	0,021	1,200	1,002
付	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	396	912	1.476	1,872
	夜間対応型訪問介護	人数	0		1,470	0
	認知症対応型通所介護	回数	48,611		_	
	小規模多機能型居宅介護	人数	3,768		,	
	認知症対応型共同生活介護	人数	10.392			12,540
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	1,236		1,308	1,416
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	9,564		15,948	19,068
	看護小規模多機能型居宅介護	人数	144		924	1,404
	地域密着型通所介護	人数	144	700	131,342	139,403
(3	地域電視主題が月設 施設サービス	八双			131,342	139,403
	介護老人福祉施設	人数	41,940	42,420	42,120	42,120
	介護老人保健施設	人数	33,168			33,504
	介護療養型医療施設	人数	2,508			
(4		人数	222,528			
\vdash)介護予防サービス	八奴	222,320	223,020	220,400	200,000
	介護予防訪問介護	人数	20,424	19,860	13,812	5.844
	介護予防訪問入浴介護	回数	-			
	介護予防訪問看護	回数	9.223		11,346	13,111
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	12,634	13,630	15.346	18,013
	介護予防居宅療養管理指導	人数	444	468	528	600
	介護予防通所介護	人数	26.688		20,014	8,735
	介護予防通所リハビリテーション	人数	8,184	8,844	9,732	10,752
	介護予防短期入所生活介護	日数	3,696	6,073	8,310	11.074
予	介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	352	469	534	542
防	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0		49	48
給	介護予防福祉用具貸与	人数	15.432		18,828	21,264
付	打護アが領征用共真子 特定介護予防福祉用具購入費	人数	1,956	2,016	2,172	2.388
	行走升設了防備性用具購入員 介護予防住宅改修	人数	1,956		1,344	
	介護予防特定施設入居者生活介護					1,548
(2	介護ア防特定施設人店有生活介護)地域密着型介護予防サービス	人数	276	276	288	312
		同类	104	100	174	000
	介護予防認知症対応型通所介護	回数	184		174	202
	介護予防小規模多機能型居宅介護	回数	336		624	756
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0
(0)	│介護予防地域密着型通所介護 〉企業予防支援	人数	50.050	50.040	0	57.700
)介護予防支援 カの利用見込息は、古町村焼乳値(冬古町村が、第	人数	53,352		·	57,780

[※] 表中の利用見込量は、市町村推計値(各市町村が、第5期期間中(平成24~26年度)のサービスの利用実績や 要介護(要支援)認定率とそれらの推移を基に算出した数値に、今後取り組む施策の方向性や制度改正の影響を 加味して推計したもの)の集計

◆ 介護保険施設等の定員見込(整備計画)

(年間)

(単位:人)

			定員数	必要	入所(利用)定員	(単位:人) 自総数
サービス種別・圏域			26年度末見込	27年度	28年度	29年度
	介護老人福祉施設		3,536	3,536	3,511	3,511
	(広域型の特別養護老人ホーム)	中北	1,768	1,768	1,768	1,768
		峡東	650	650	650	650
		峡南	435	435	410	410
		富士·東部	683	683	683	683
	地域密着型介護老人福祉施設		1,137	1,197	1,391	1,623
	入所者生活介護	中北	531	531	618	734
	(小規模の特別養護老人	峡東	252	252	281	339
	ホーム)	峡南	83	114	143	143
施		富士・東部	271	300	349	407
設	介護老人保健施設	20-000-000-000-000-000-000-000-000-000-	2,790	2,790	2,790	2,790
サ	(定員30人以上)	中北	1,386	1,386	1,386	1,386
Ì		峡東	510	510	510	510
ビ		峡南	324	324	324	324
ス		富士・東部	570	570	570	570
	介護老人保健施設	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	29	29	29	29
	(定員29人以下)	中北	29	29	29	29
		峡東	0	0	0	0
		峡南	0	0	0	0
		富士·東部	0	0	0	0
	介護療養型医療施設		227	227	227	227
	(医療機関の療養病床の	中北	155			
	うち介護保険適用部分)	峡東	18			
		峡南	0			
		富士・東部	54			
	認知症対応型共同生活介護		959	977	1,049	1,076
	(認知症グループホーム)	中北	605	605	659	686
		峡東	177	177	195	195
		峡南	60	60	60	60
		富士・東部	117	135	135	135
	介護専用型特定施設		43	43	43	43
居	入居者生活介護	中北	0	0	0	0
住	(介護専用型の介護付有料老人	峡東	43	43	43	43
系	ホームや軽費老人ホーム)	峡南	0	0	0	0
サ		富士·東部	0	0	0	0
	地域密着型特定施設	II.	136	136	136	136
ビュ	入居者生活介護	中北	58	58 70	58 70	58 70
ス	(小規模の介護付有料老人	峡東	78	78	~~~~~~	78
	ホームや軽費老人ホーム)	峡南 富士·東部	0	0	0	0
	上 混合型特定施設	, m — /\H	262 (376)	262	_	332
	入居者生活介護	中北	93 (134)	93		93
	(介護専用型以外の介護付有料	峡東	169 (242)	169		204
	老人ホームや軽費老人ホーム)	峡南	0	0		0
	27 11 27 12 27	富士・東部	0	0		35
	1	, m - / / m'	· ·		<u> </u>	

[※] 混合型特定施設の() は母体施設の総定員数。

[※] 混合型特定施設の平成26年度末(見込)は、特定施設入居者生活介護を利用すると見込まれる推定利用 定員総数であり、母体施設の総定員の70%とした。各年度の必要入所(定員)総数も同様。

[※] 混合型特定施設は養護老人ホームにおける床数を含まない。

[※] 平成26,28年度については介護老人福祉施設の改築に伴う介護老人福祉施設から地域密着型介護老人 福祉施設への定員移行を反映している。

「山梨県認知症対策推進計画」の概要

~ 認知症になっても安心して暮らし続けられる山梨県を目指して~

1 計画の趣旨等

趣旨

山梨県全体で認知症の人と家族を支える体制を推進するとともに、県民一人ひとりに施策が十分に理解され、地域で有効に活用されることを目指す。

計画の位置づけ

「健康長寿やまなしプラン」の部門計画

計画の期間

平成27年度~平成29年度(3年間)

2 基本的な考え方

背景

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加

本県 H26.4 高齢者数 227,911人(高齢化率 26.6%) 全国高齢化率25.6% うち、認知症高齢者数 24,263人(高齢者数に対する割合10.6%)

国における「認知症施策推進5カ年計画」(H25~29)の推進

内容 早期診断・早期対応、地域での生活を支える医療・介護サービスの構築 等

課題

運動など認知症予防についての住民の意識が低く、認知症予防に係る市町村事業の実施率も低い

症状が悪化してから医療機関を受診し、その結果、施設や精神科病院を利用せざるを得なくなることが多い

病院勤務における医療従事者の認知症対応力が不足しているとともに、介護職員にも質の高いケアの提供が求められている

認知症の人が外出したまま行方不明となってしまう問題の顕在化や、消費者被害及び認知症が原因と思われる交通事故の増加など、地域における支援体制の構築が急務

若年性認知症の人は、本人が現役世代のため、仕事に支障がでるなど、経済的に困難な状況に陥ってしまう

認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターは増加しているが、地域における見守り等への積極的な関与は十分でない

認知症の人と家族が地域で安心して暮らすためには、予防、医療、介護サービスの環境整備とともに、関係機関が連携し、社会全体での支援体制を構築することが必要

計画の視点

認知症は誰もがなる可能性がある

予防から相談、診断、治療、介護まで一連の支援体制が地域に必要

本人の意思が尊重される

介護する家族等の負担に配慮する

社会全体で認知症の人を支える

関係者の役割

具 各市町村の取り組みへの支援、広域的な課題への対応等

市町村 地域での支援体制の構築等

医療関係者(期待されること) 地域での生活を継続していく視点を持った医療の提供等

介護関係者(期待されること) 生活全体を支える視点をもったケア等

県民(期待されること) 自分自身の問題という認識をもち、認知症を正しく理解し、一人

ひとりが何ができるか考え、行動すること等

3 計画の目標と施策

基本方針 1 県内のどこに住んでいても、適切な予防・医療・介護サービスが受けられる環境の整備

基本方針 2 住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための支援体制の構築

基本方針3 認知症に対する正しい理解の普及と県民総サポーターの推進



150		県民	
	基本目標	施策の方向	<mark>主な施策</mark>
	1 認知症予防につな がる働きかけの推進	市町村の認知症予防への取り組みへの支援及び住民主体の取り 組みの普及促進	1 認知症予防に関する啓発の推進 2 市町村における「地域型認知症予防プログラム」の普及 3 ロコモティブシンドローム予防対策 4 身近な地域スポーツの促進 5 口腔の健康づくりの推進 6 食の支援(減塩メニューやバランスの取れた食生活の重要性に係る普及・啓発)
基本方針1	2 早期診断·対応体 制等の医療·介護サー ビスの整備	住み慣れた地域で認知症の早 期診断·対応が行われる体制の整 備	1 各市町村における「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」設置への支援 2 認知症疾患医療センターの設置運営及び他機関との連携強化 3 かかりつけ医の認知症対応力向上研修の実施 4 認知症サポート医の養成 5 各市町村における「地域ケア会議」開催への支援 6 認知症の人に対する適切なリハビリテーションの推進 7 各市町村における認知症ケアパスの普及への支援 8 退院支援・地域連携に係るツールの普及・定着 9 介護サービス基盤の整備
1	3 医療·介護サービス を担う人材の育成及び 確保		1 かかりつけ医の認知症対応力向上研修の実施(再掲) 2 認知症サポート医の養成(再掲) 3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施 4 介護サービス事業者の各種研修の実施 認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症対応型サービス事業所の開設者及び管理者に対する研修 5 認知症看護認定看護師の養成・活用
基本方針 2	4 地域での支援体制 の構築	関係機関が連携し様々な制度 や社会資源を活用しながら、地域 での見守りや支援体制の構築	1 高齢者徘徊・見守りSOSネットワークの設置等各市町村の見守り体制構築への支援 2 認知症の人の行方不明者について、各市町村間の連携や圏域を越えた捜索などのための体制整備 3 「おかえりマーク」の普及促進 4 消費者被害を防ぐための消費生活地域講座などによる啓発活動 5 運転免許の自主返納制度について周知活動 6 夜間等交通事故の防止対策(反射材着装等) 7 日常生活自立支援事業(金銭管理や福祉サービスの利用援助)の活用促進 8 成年後見制度の普及啓発や県立大学と連携した市民後見人の養成・活用に向けた支援 9 認知症の人や家族の交流会・研修会の開催 10 各市町村等における「認知症カフェ」設置への支援 11 「認知症コールセンター」の運営 12 「生活支援コーディネーター」の養成研修 13 高齢者の虐待防止のための専門職の派遣・相談及び事例検討会の開催 14 ボランティア・NPO活動の推進のための啓発活動・研修会等の開催 15 民生委員、児童委員活動の促進 16 ソーシャルキャピタル醸成事業を通じた相互扶助の促進 17 低栄養予防を促進するため、摂食の仕方等について歯科医師、歯科衛生士及び栄養士等の対応力強化
	5 若年性認知症施策 の強化	若年性認知症の人や家族の居場所づくりの推進と若年性認知症 理解の啓発	1 若年性認知症の人の交流会開催 2 リーフレットによる事業主への理解促進 3 小・中学校の道徳教育や高等学校の福祉教育 4 各市町村等における「認知症カフェ」設置への支援(再掲)
基本方	6 認知症への理解の促進	県民総サポーターの推進と学校 教育における認知症理解の促進	1 認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトの養成 2 認知症サポーター等の活用方策の検討・実践 3 「認知症シンポジウム」の開催 4 小・中学校の道徳教育や高等学校の福祉教育(再掲)
針 3	7 関係機関との連携 強化	関係者等との会議の開催と県庁 を挙げての体制づくりの推進	1 山梨県認知症対策庁内連絡会議の開催 2 地域包括ケア推進協議会認知症対策部会(仮称)、市町村認知症連絡会及び圏域ごとの連絡会の開催

子育て支援対策等について

子育て支援対策

1 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは

生涯にわたる人格形成のために重要な子どもの教育・保育が等しく保障され、子どもを生み育てるという希望が叶えられる社会を実現するため、市町村が地域ニーズに基づく計画を策定して給付と事業を実施し、県と国がこれを支えるという新たな仕組み。

国は、消費税引き上げにより恒久財源を確保。県と市町村は、子育て支援の政策プロセスに子育て当事者などが参画する子ども・子育て会議を設置

子ども・子育て支援新制度のポイント

共通の給付制度の創設

- ・施設型給付:市町村が確認した施設(認定こども園、幼稚園、保育所)に対し、 国が定める教育・保育を提供するために必要な水準価格(公定価格)のうち保 護者負担分を除いて個人に直接給付される義務的経費
- ・地域型保育給付:これまで法的位置付けがなかった、少人数の子供を預かる小規模保育施設に対する給付。人口減少地域への保育の確保が期待できる。

認定こども園制度の改善

- ・幼児期の質の高い教育・保育を保障するため、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所の機能を併せもつ幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の施設とし、給付と財源を一元化。
- ・市町村で必要な保育を確保することを、子ども・子育て支援法で明確化。 地域の子ども・子育て支援の充実
- ・保育の必要性にかかわらず全ての子育て家庭に、ニーズに応じた多様な子育て支援を提供するため、延長保育や放課後児童クラブなど13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法に位置づけ、財政支援の強化とその拡充を図る。

本県の保育所等の状況

保育所・幼稚園・認定こども園の状況(H27.5.1 現在)

	保育所	幼稚園	認定こども園
公立	116か所	5 か所	1 か所
私立	96か所	5 1 か所	26か所
合計	212か所	56か所	27か所

認定こども園数には保育所・幼稚園の重複(保育所型・幼稚園型)含む。

【参考】類型別認定こども園の状況(H27.4.1 現在)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	保育機能施設型	計
山梨県	1 5	1 0	2	0	2 7
全 国	1,931	5 2 4	3 2 8	5 3	2,836

山梨県についてはH27.5.1 現在

2 子育て支援総合対策事業

子育てハンドブック配布事業

出産や育児に対する不安や悩みを解消するため、子育でに関する様々な情報を提供することを目的に「子育でハンドブック」(7,500部)を作成し、子育で世帯へ無料配布

配布先:市町村、保育所、幼稚園、県保健福祉事務所等

子育て便利帳配布事業

妊娠、出産から子育て期を通じて必要な情報を、母子健康手帳にも挟め、外出時にも持ち歩きしやすいコンパクトなサイズで「やまなし子育てべんり帳」(30,000部)を作成し、子育て世帯へ無料配布

配布先:市町村、保育所、幼稚園、県保健福祉事務所等

子育て応援カード事業

県内企業の協賛により、県内の 18 歳未満の子ども又は妊婦がいる家庭を支援する ため、料金割引等のサービスを行う。

制度の見直し(平成25年11月)

- ・対象拡大: 県内の 18 歳未満の子どもが3人以上いる世帯から拡大
- 新カード:不正防止のために住所と家族全員の氏名を記載する形式へ変更
- ・子育てネット:スマートフォン対応のほか、新規及び既存の協賛店舗からの キャンペーン情報を随時更新可能。

放課後児童クラブ 県内247クラブ(H27.5.1) 留守家庭の小学生に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の 場を提供

補助先:市町村、補助基本額:対象数及び開催日数による。

(補助率:国1/3、県1/3、市町村1/3)

放課後児童クラブ支援事業費補助金

補助先:市町村、補助内容:施設改修等、(補助率:国1/3、県1/3、市町村1/3)

3 保育所等整備交付金(安心こども基金の施設整備を引き継ぐ)

市町村が保育所及び認定こども園(保育所部分)を整備する場合に必要な経費の 一部を交付する。

補助先:市町村、補助内容:施設整備、

(補助率:国1/2、市町村1/4)

4 特別保育事業

病児・病後児保育普及促進事業費補助金(県単 1/2) 広域入所受入保育施設整備促進事業費補助金(県単 1/2)

5 児童手当

中学校修了前(15歳年度末)までの児童を養育している者に支給。

・手当額 3歳未満

月額15,000円

3歳以上小学校修了前まで 第1子、第2子 月額10,000円

第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円 所得制限以上 月額5,000円

児童虐待防止関係

本県の児童虐待相談件数等の推移

			2 1年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
相	児童村	目談所分	4 0 4	4 1 1	477	5 1 2	4 6 8	5 6 7
	市町村	讨分	2 5 8	3 6 1	4 5 3	4 1 3	4 1 9	4 0 4
談	合	計	6 6 2	772	9 3 0	9 2 5	8 8 7	9 7 1
一時	保護	実人員	172	153	1 5 1	1 3 5	1 5 4	1 3 0
の状	況	延人員	8,001	8,191	6,763	6,637	7,220	6,863

1 平成 26 年度の状況

相談件数

- ・児童相談所と市町村を合わせた県全体の相談件数は、971件。
- ・前年度に比べ84件の増、対前年比9.5%の増。
- ・平成23年度の930件を超えて過去最高値を記録。

全体的な傾向

- ・主な通告者は近隣・知人、家族、小中学校等の学校。
- ・主たる虐待者は、実母、実父。
- ・内容別には、ネグレクト、心理的虐待が多い。

虐待要因

- ・児童に関しては、知的発達の遅れ、発達障害、問題行動が多い。
- ・保護者に関しては、不適切な育児知識・技術や育児姿勢、DV。
- ・社会的な要因としては、経済的困窮、複雑な家族構成等。

一時保護件数

・虐待等の緊急保護が増加し、一時保護期間が長期化している。 中央児童相談所と都留児童相談所で、県全体の一時保護所の定 員は24名

2 黄饺

- 相談体制の充実・「地域子育て支援拠点」の設置促進
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル3桁化「189」運用開始(H27.7

訪問事業

- ・乳児家庭全戸訪問事業(生後4ケ月までの乳児のいるすべての家庭へ訪問)
- ・養育支援訪問事業(特に支援を必要とする家庭への訪問)

啓発活動等

- ・11月の「児童虐待防止月間」に合わせ、児童虐待防止に関するテレビСMの放映や、 ポスター、パンフレットの配布等。
- ・早期発見、早期通告の重要性や、虐待に早期に気づくための視点等についての研修会

早期対応

・児童相談所においては、虐待の通報を受けてから 1 時間以内に状況を把握するための会 議を開催。48時間以内に家庭訪問等による安全確認を実施し、必要に応じ一時保護。

入所施設

県内児童養護施設:7カ所、定員251人(H27.4~)

里親の登録数、委託児童数および里親委託率

年度	里親登録数	里親及びファミリーホーム措置		措置児童	里親委託率
	(家庭)	委託の児童数	Α	全体数 B	A/B(%)
2 2	1 1 6		8 6	3 3 1	26.0
2 3	1 1 7		9 6	3 2 6	29.4
2 4	1 3 0		9 1	3 2 4	28.1
2 5	1 2 9		8 9	3 3 0	27.0

措置児童全体数…児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームへの入所措置者の合計

ひとり親家庭関係

- 1 ひとり親家庭の状況(平成26年ひとり親家庭等実態調査)
 - ア 母子世帯 8,296世帯、父子世帯 985世帯、(寡婦 3,867人)
 - イ ひとり親となった原因 母子、父子世帯とも離婚が8割前後以上
 - ウ 世帯の平均収入 母子世帯 約 240 万円 父子世帯 約 405 万円
- 2 ひとり親家庭等への支援策
 - (1)相談員の設置(県単独事業)

県母子・父子自立支援員を各保健福祉事務所に配置し、様々な相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

・県母子・父子自立支援員 9名

(2) 手当・貸付

ア 児童扶養手当(国負1/3、県<市>2/3)

父(母)と生計を同じくしていない児童を養育している母(父)等に、 支給。

- ・支給対象 満18歳の年度末までの児童(障害者は20歳未満)
- ・受給者数(平成27年3月末現在) 6,769人(県分870人)

イ 福祉資金の貸付制度

ひとり親家庭の母又は父、寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養する児童の福祉の増進を図るため、必要な資金を貸し付ける。

- ・資金の種類:事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、住宅資金、 修学資金等 12種類(一部年利子1.5%)
- ウ 母子家庭等就業・自立支援センター事業(国補1/2)

母子家庭等の家庭の状況、職業の適性、公共職業安定所等との連携による就業情報の提供やセミナーの開催などの就業支援サービスを行い、自立を図っていく。

ア 事業主体:県 事業委託:(一財)県母子寡婦福祉連合会 イ 事業内容

- ・ 就業支援事業、就業支援セミナー事業、技能習得講座の開催
- · 就業情報提供事業、法律相談事業 等

「やまなし子ども・子育て支援プラン」の概要

計画の性格等

【性格】・子ども・子育て支援法に基づく法定計画 (市町村計画を踏まえて策定)

・次世代育成支援対策推進法に基づく計画

【期間】 平成27年度~平成31年度(5か年)

【体制・進行管理】

行政、企業、学校、NPO、民間団体、地域住民 等が一体となり推進

毎年度、事業の進捗状況を点検評価し、山梨県子 ども・子育て会議に報告

本県の子育て支援の取組状況

待機児童ゼロの継続

本県の実情に応じたきめ細かな子育て支援

- ・県内全市町村が実施する乳児家庭への全戸訪問
- ・所得制限や自己負担がない乳幼児医療費の助成
- ・地域ボランティアが孤立しがちな親に寄り添い 子育ての自信回復につなげる家庭訪問型支援
- ・子育て家庭が協賛店舗を利用することで特典を 受けることができる子育て応援カードの発行
- ・勤務場所に近い保育所へ子どもを預けることが できる広域入所受入保育施設の整備
- ・仕事等の都合により一時的に病児や病後児を預 けることができる保育施設の整備
- ・男性の家事・育児を促すイクメンの啓発

本県の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

子どもの数の減少 出生数の低下

本県 H25:6,198人(H15:7,720人)

(要因)・未婚化・晩婚化の進行

・夫婦の平均出生児数の減少

(希望する数まで子どもを持てない理由)

子育てや教育の経済的負担感、母親主体の 子育てによる負担感や不安感等

本県の合計特殊出生率 H25:1.44(全国1.43)

小学生以下の母親の多様な就労形態

正社員・自営3割、パート等4割、無職3割

就業していた母親の6割が出産を機に離職

離職者のうち6割が就労継続を希望

未就学児のいる家庭の夫の家事育児参加は低調

共働き家庭、専業主婦家庭の平均的な夫の家事 育児時間はそれぞれ妻の1/5、1/7

子育て世代に 関する視点 機児

童め

ゼ細

旦か

かな

子育です

支

婚に結

う婚

な・

がる支出産

援 •

を子

追加

て

 \mathcal{O}

切

n

 \mathcal{O}

な

61

支

きる て すべての子どもの 成長に関する視点

子どもと子育てを 社会全体で応援する視点

【具体的な施策】(子ども、保護者、子どもを持ちたいと願う人を社会全体で支援)

1 地域における子育ての支援

- ・子育て支援団体等のネットワーク強化
- ・家庭訪問型の子育で支援や情報提供促進による孤立感、不
- ・医療費助成や奨学金などによる経済的負担の軽減 等

2 幼児期の教育・保育の充実

- ・多様なニーズに対応する認定こども園、幼稚園、保育所に おける一時預かりや病児保育などの取り組みへの支援
- ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の相互交流、合同研修、情 報交換等による教育・保育の質の向上 等

3 親と子の健康の確保及び増進

- ・産前産後から乳幼児における切れ目のない支援の実施
- ・不妊治療への支援、小児医療体制の確保
- ・10代の健康づくりのための意識啓発、食育の推進等

4 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

- ・職業人としての自立を促すキャリア教育の推進
- ・幅広い年齢層や異なる環境の子どもたち同士の交流促進
- ・子育ての大切さなどの啓発による次代の親の育成 等

5 仕事と子育てを両立するための支援

- ・企業の意識啓発、育児休業等両立支援制度の定着
- ・男女双方が育児等に関わる重要性の啓発 等

6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

- ・乳児家庭全戸訪問などで家庭の養育環境の把握と助言活 動を行うことによる児童虐待の予防、早期発見の推進
- ・児童養護施設等で育った子どもの退所後の就労面や生活 面のアフターケア体制整備の支援
- ・ひとり親家庭における子どもや障害のある子どもの健や かな成長を保障するための必要な支援等

7 子育てを安全安心にできる環境づくり

- ・子どもの見守りなど地域ぐるみの防犯活動を支援
- ・子どもの年齢や発達に応じた交通安全教育の推進 等

8 結婚の支援

- ・結婚を希望する男女に対して結婚に役立つ情報の提供
- ・希望に合った相手にめぐり会えるよう出会いの機会の提供

【利用希望に応じた教育・保育の提供体制確保方策】(子ども・子育て支援法に基づく記載事項)

- 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の利用ニーズを調査により把握し、ニーズに対応した サービスを提供する区域を、市町村を単位として設定
- 2 既存の幼稚園、保育所の認定こども園への移行希望を計画に反映

	平成27年度				平成31年度			
	3 ~ 5	意 歳児	0 ~ 2 歳児	~	3 ~ 5	5 歳児	0 ~ 2 歳児	
(単位:人)	教育を希望し 保育を要しない 子ども数	教育又は保育 を希望し 保育を要する 子ども数	保育を希望し 保育を要する 子ども数	平成 2 8 年度 ~ 平成 3 0 年度	教育を希望し 保育を要しない 子ども数	教育又は保育 を希望し 保育を要する 子ども数	保育を希望し 保育を要する 子ども数	
	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園	も待機児童は ゼロの見込み	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園	
入所希望数	6,152	13,077	7,684		5,779	12,269	7,479	
受入可能定員	8,997	14,740	8,417		8,078	14,886	8,829	

3 その他、施設の透明性を高め、質の向上を促していくため、各施設の運営情報を公表

利益が実現され 子 育 て 協 笑顔 の子育て 0 を笑顔 創 出 応援す

で

る社会

の

子ども

の

最善

の

「やまなし家庭的養護推進プラン」の概要

社会的養護を取り巻く状況

社会的養護の現状と課題

社会環境が大きく変化する中で、全ての子どもに良質な成育 環境を保障する必要がある。

虐待などにより心に傷を持つ子どもや、障害を持つ子どもが 増加しており、子どもが抱える問題は多様化、複雑化、高度 化している。

施設での養育困難状況が発生しており、子どもの状況に応じ た質の高いケアが求められている。

基本方針

児童養護施設における 小規模化·地域分散化 乳児院における 小規模化 里親等委託の推進

【計画の性格】

地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助 言により作成する計画

【他の計画との関係】

「やまなし子ども・子育て支援プラン」との整合性を図る。

【計画の期間】

平成27年度から平成41年度までの15年間を計画期間 とし、5年ごとの期末に目標の見直しを行う。

【基本的な考え方】 社会的養護は、家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく。

【具体的な計画】

1:1:1 にする・・・・ 各年度における社会的養護を必要とする児童数の見込み

				_	_
前期(年度)	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1
措置児童数	3 3 3	3 3 4	3 3 5	3 3 7	3 3 8

中期(年度)	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6
措置児童数	3 3 9	3 4 1	3 4 2	3 4 3	3 4 5

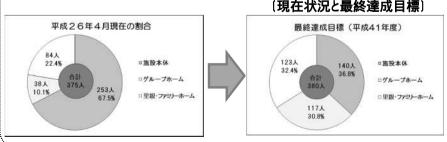
			_		
後期(年度)	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1
措置児童数	3 4 6	3 4 8	3 4 9	350	3 5 2

施設の小規模化・地域分散化、家庭養護の推進の目標

施設本体、グループホーム、里親・ファミリーホームの割合



施設本体・グループホーム・ 里親等を



本体施設の機能強化

基幹的職員や心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの専門的な職員 の配置の推進による本体施設の専門機能の強化

家庭での養育が一時的に困難となった子どもを預かる子育て支援機能の充実

人材育成

施設における基幹的職員等への研修実施などによる施設職員の支援技術の 向上

施設間の専門性の高い職員同士の支援技術の提供や情報交換などを行い。 専門性の維持向トなどのサポート体制づくり

里親・ファミリーホームにおける家庭養護の推進

全国・山梨県の里親委託率の推移(隔年)

年度 里親委託率	17	1 9	2 1	2 3	2 5
山梨県(%)	19.9	20.7	23.2	29.4	27.0
全国(%)	9.1	10.0	11.1	13.5	15.6

平成25年度の本県の里親委託率:全都道府県中第7位

家庭養護への支援

・里親等に委託される子どもの多くは心に傷や心身に障害を持つ子どもであり、 様々な形で問題が発生することが考えられるため、家庭養護には十分な支援 が必要。

その他

心理的困難や苦しみを抱え、生きづらさを感じている情緒障害児等に対して、 心理的治療などの支援を行っていく。

やまなし障害者プラン2015 概要版

計画の基本的な事項

1.計画策定の趣旨

本県の障害者福祉向上を目指し、県が市町村や 関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉 施策に取り組むための指針

2.計画の位置付け

山梨県障害者計画(障害者のための施策に関す る基本的な計画)と山梨県障害福祉計画(障害福 祉サービスの提供等に関する計画)を統合

3.計画の期間

平成27~29年度(3か年)

4. 障害保健福祉圏域

4 圏域

中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域

山梨県における障害のある人の現状



精神障害者保健福祉手帳

交付者数

7,000

6,000

5,000

4,000

3,000

2,000

1.000

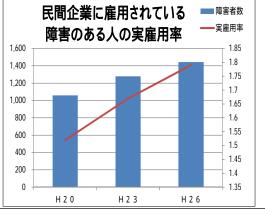


特定疾患医療受給者証

交付者数



年齢階層別の身体障害者手帳交付者数



障害のある人を取り巻く環境の変化

国の動向

国は、障害者権利条約の批准に向け、障害 者施策に関する法令の整備を進めてきた

- ・障害者基本法改正 施行(H23.8月)
- ・障害者虐待防止法 施行(H24.10月)
- ・障害者総合支援法 施行(H25.4月)
- ・障害者優先調達法 施行(H25.4月)
- ・障害者差別解消法 成立(H25.6月)



・障害者権利条約の批准(H26.1月) 障害者の権利を保護し、尊厳の尊重を促進 するための包括的・総合的な国際条約

本県の取組

法令等が整備されたことを受け、障害者幸 住条例の見直しに着手(H26.6月)

山梨県障害者計画

計画の基本的な考え方

基本理念 共生社会の実現

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現



5,000

4.000

3,000

2.000

1.000

県が取り組む障害者施策の基本的方向

障害のある人を必要な支援を受け自らの決定で社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ

- ・活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去する
- ・自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援する

分野別施策の展開

施策目標1 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

		·	-	
具体的目標	課題	施策の方向	主な施策	主な数値目標
ア 相互理解の促進	障害に対する理解促進と誤解・偏見の解消、特に発達	障害に対する正しい知識を普及するための啓発広報、	発達障害街頭キャンペーン、精神保健福祉	共生社会についての認知
	障害、難病などに対する正しい知識の普及	福祉教育の推進、障害のある人とない人の交流の促進	大会	度 (100%)
イ 協働体制の整備	地域に根ざしたボランティアの掘り起こしと養成、障 害のある人の意見が施策に反映されるシステムづくり	ボランティア活動の支援、障害のある人のボランティア活動への参加、 障害のある人の意見を行政施策に反映	ボランティア養成講習、障害のある人のボ ランティア活動の支援	パソコンボランティアの 養成人数 (5人/年)
ウ 差別の解消及び	障害を理由とする差別の解消、障害者虐待の防止、社	障害者差別解消法に基づく施策展開	虐待防止の普及啓発、障害者虐待からの救	欄外参照
権利擁護体制の推進	会的障壁の除去	障害者虐待防止法に基づく施策展開	済	
エ ユニバーサルデザインの	行政・事業者による生活環境のユニバーサルデザイン	バリアフリー新法等の趣旨の徹底、建築物や公共交通	フラット歩道の整備、歩道の段差改善、グ	バリアフリー対応型信号
推進等	化の更なる推進、住宅の確保	機関等のユニバーサルデザイン化、住宅の確保	ループホームの充実	の設置数 (3基/年)
オ 安全・安心の確保	障害特性を考慮した防災対策の徹底、災害時要援護者	情報伝達、避難誘導、避難所のバリアフリー化など総	防災訓練の促進、災害時要援護者の避難支	防災リーダーの養成人数
	の把握と適切な支援、防犯対策等の更なる推進	合的な防災対策の推進	援体制の整備、福祉避難所の指定促進	(235人/年)

施策目標2 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

具体的目標	課題	施策の方向	主な施策	主な数値目標
ア 自己選択・自己決定の支援	自己選択・決定をサポートする相談支援体制の充実、 専門機関の機能強化、そのサービスの周知	市町村や相談支援事業所の相談機能強化、福祉人材の 確保・育成、ピアカウンセリングの推進	市町村職員等に対する研修の実施、圏域マ ネージャーによる広域的な支援	相談支援従事者の養成人 数 (100人/年)
イ 障害福祉サービスの充実	多様なニーズに対応したサービスの提供、特に地域移 行の受け皿となる在宅福祉サービスの質的・量的充実	障害福祉事業所等の機能強化、地域移行の促進、地域 における各種サービス基盤の整備促進	事業者等の新規参入促進、訪問系・日中活 動系サービスの充実	ピアサポーターによる支援回数 (80回/年)
ウ 保健・医療の充実	障害の早期発見・早期治療、精神疾患患者の増加、精 神科病院の入院患者の地域移行	保健医療提供体制の充実、うつ病等の精神疾患の早期発 見、難病患者に対する施策推進	健康診査の徹底、難病相談・支援センター の機能充実	難病ホームヘルパー養成 研修受講者数(30人/年)

施策目標3 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

具体的目標	課題	施策の方向	主な施策	主な数値目標
アー教育の充実	障害のある人とない人が共に学ぶ仕組み (インクルーシブ教育システム)の構築、専門性の高い教員の確保		特別支援学校と幼稚園、小中学校等との学 校間等の交流及び共同学習の推進	県立特別支援学校高等部 卒業生の就職率(35%)
イ 雇用・就労の支援	民間企業における障害者雇用の拡大、福祉的就労の充 実	関係機関と連携した雇用・就業支援施策の展開、職業 能力の開発促進、福祉的就労の場の確保	県立職業能力開発施設の研修の充実、障害 者のための検定制度の導入	法定雇用率の達成 (2.0%)
ウ 社会参加への支援	視覚、聴覚に障害のある人への情報伝達手段の確保、障害 のある人の行動範囲の拡大、スポーツ等を行う環境整備	障害の特性に応じたコミュニケーションの支援、文 化・芸術活動、スポーツ等の振興	思いやリパーキング事業の拡大、手話通訳者 の養成、障害者スポーツ指導員の育成	障害者スポーツ指導員の 派遣 (50回/年)

第4期山梨県障害福祉計画

1.平成29年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標 📗 2.各年度の指定障害福祉サービス等の見込量

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

-					
年度末時点入所者数			【目標值】	【目標值】	
	H25年度 (A) H29年度 (B)		削減見込 (B - A)	地域生活 移行者数	
	(人)	(人)	(人・%)	(人・%)	
	1,180	1,085	95 (8.1%)	171 (14.5%)	

(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院期間1年以上の長期在院者数								
H24年6月末	H29年6月末	【目標值】						
(A)	(B)	削減見込(B-A)						
(人)	(人)	(人・%)						
1,389	1,139	250 (18.0%)						

(3)福祉施設から一般就労への移行等

(1)一般勍	计 分移行者数	(2)就労移行支援事業 の利用者数		
H24年度 (人)	【目標値】 H29年度 (人·倍)	H25年度 (人)	【目標値】 H29年度 (人·倍)	
99	198 (2.00倍)	259	428 (1.65倍)	

(平均月間量)

サ	ービス等の種類	単位	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
	居宅介護	時間分	14,322	15,257	16,487	17,842
訪	重度訪問介護	時間分	9,161	9,245	9,883	10,503
問	同行援護	時間分	1,083	1,002	1,152	1,314
系	行動援護	時間分	2,204	2,387	2,581	2,776
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0
	生活介護	人日分	39,055	41,327	43,142	45,160
	自立訓練(機能訓練)	人日分	229	302	382	407
	自立訓練(生活訓練)	人日分	1,878	2,058	2,264	2,505
日中	就労移行支援	人日分	4,262	5,420	6,395	7,385
活	就労継続支援(A型)	人日分	3,484	3,761	4,297	4,841
動系	就労継続支援(B型)	人日分	26,137	27,901	29,690	31,600
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	療養介護	人日分	3,562	3,724	3,786	3,966
	短期入所(福祉型)	人日分	2,854	3,138	3,488	3,867
	短期入所(医療型)	人日分	206	245	266	285
居住	共同生活援助	人	520	581	645	712
五	施設入所支援	人	1,161	1,146	1,120	1,085

サ	ービス等の種類	単位	H 26見込	H27見込	H28見込	H 2 9 見込
相	計画相談支援	人	518	808	837	868
談支	地域移行支援	人	16	37	50	62
援	地域定着支援	人	17	38	49	61
	児童発達支援	人日分	2,064	2,430	2,809	3,126
7空	放課後等デイサービス	人日分	5,388	6,022	6,657	7,358
障害	保育所等訪問支援	人日分	41	54	64	72
児	医療型児童発達支援	人日分	10	15	17	18
支援	福祉型児童入所支援	人	51	51	51	51
1/2	医療型児童入所支援	人	59	59	59	59
	障害児相談支援	人	113	157	166	176

3.県の施策の方向

(居宅系サービス)

障害者支援施設の小規模化及び個室化を進め、地域移行を促進 グループホームの設置の促進

(日中活動系サービス)

就労移行支援及び就労継続支援事業所の設置の促進